

○袋井市スポーツ指導者育成事業助成金交付要綱

平成23年 3 月31日

告示第56号

(趣旨)

第1条 この告示は、袋井市民の生涯スポーツの普及及び推進を図るため、スポーツ指導者の資格を取得又は更新する個人に対して、予算の範囲内において助成するものとし、その交付基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象者は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内のスポーツ団体に所属し、指導者として活動している者

(2) 次のいずれかに該当する資格を取得又は更新する者

ア公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者

イ公益財団法人日本レクリエーション協会公認レクリエーション指導員

ウ公益社団法人日本オリエンテーリング協会公認オリエンテーリング指導者

エ公益社団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者

オその他公益法人等の中央競技団体が認定するスポーツ指導者

カその他特に市長が認めた資格

(3) 市税を滞納していない者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条各号に掲げる資格を取得又は更新するための講習会、研修会等への参加負担金の額とし、1回の申請につき6,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、スポーツ指導者育成事業助成金交付申請書兼請求書（別記様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請期限は、資格取得日又は更新日から1年以内とする。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容等を審査し、助成金の交付の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成の取消し)

第6条 市長は、助成金を交付した者が、指導者として不適当と認められる事実が判明したときは、助成金交付を取り消すものとする。

(助成金の返還)

第7条 前条の規定により助成金交付を取り消された者は、既に助成金が交付されているときは、市長が定める期日までに当該助成金を全額返還しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年4月27日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第46号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第35号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第45号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第59号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第89号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の袋井市スポーツ指導者育成事業助成金交付要綱の規定のうち資格の更新については、この告示の施行の日以後に更新した資格について適用し、同日前の資格の更新については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 86 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、改正前の袋井市スポーツ指導者育成事業助成金交付要綱の規定により使用している様式は、改正後の袋井市スポーツ指導者育成事業助成金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日告示第 82 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の袋井市スポーツ指導者育成事業助成金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に資格を取得又は更新する者について適用し、同日前までに資格を取得又は更新する者については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日前までに、改正前の袋井市スポーツ指導者育成事業助成金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により決定された助成金の支払については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行の際、改正前の要綱の規定により使用している様式は、改正後の要綱の規定による様式とみなす。

別記様式（第4条関係）

スポーツ指導者育成事業助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

袋井市長

申請者 住 所 〒
氏 名
生年月日
電話番号

袋井市スポーツ指導者育成事業助成金交付要綱第4条の規定により、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。また、市長が、袋井市スポーツ指導者育成事業助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を決定したときは、次のとおり助成金を請求します。

なお、申請者に係る市税の納付状況について、市が調査することに同意します。

助成対象者	所属団体名			
	住 所	袋井市		
	(ふりがな) 氏 名			
講習会等	取得資格名			
	新規、更新の別	新規申請 ・ 更新申請 (注) どちらかに○を付けてください。		
	資格内容	(講習会・研修会名)		
	主催者名			
	期 日 (受講した日)	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
	場 所			
所属団体におけるあなたの役割及び活動について記入してください。				
助成金振込先	金融機関名		支 店 名	
	口座番号		口座種類	普通・当座
	口座名義人			
助成申請額		円		

(裏面へ)

添付書類	チェック欄
1 受講した講習会等の要項の写し（開催要項・実施要項・講習会日程・会場など、講習会等についての詳細が分かるもの）	
2 資格取得（更新）に要した受講料等の領収書の写し（領収証・受講証・レシート・明細書など、金額の分かるもの） （注）テキスト代・食事代・更新料・登録料は対象外となります。	
3 指導者資格証等の写し（認定証・修了証・ライセンス証など、資格取得（更新）が分かるもの）	

別記様式（第 4 条関係）